

協同農業普及事業の実施に関する方針

令和5年9月

東京都

第1 基本的な考え方

協同農業普及事業は、農業改良助長法に基づき、都道府県が国と協同して農業や畜産技術の専門職員である普及指導員（第4の4の（2）の「農業革新支援専門員」を含む。以下同じ。）を置き、直接農業者に対して技術及び知識の普及指導を行うこと等により、主体的に農業経営の改善に取り組む農業者の育成を図りつつ、農業の持続的な発展及び地域の振興を図ろうとするものである。

このため、ここに東京都の協同農業普及事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定める。

1 東京農業を巡る情勢

東京農業は、都民へ新鮮で安全安心な農畜産物の供給はもとより、都民が安心して暮らせる環境を維持し、多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている。

しかし、農畜産物価格の低迷や生産コストの上昇等による農業所得の減少、農業従事者の減少及び高齢化等により、農業・農地が持つ食料供給、景観形成、国土環境の保全、教育の場の提供などの機能が損ないかねない状況となっている。市街化区域内においては都市開発を前提とした農地制度や相続税等の税制度により農地が減少している。中山間地域や島しょ地域では、地域差はあるものの担い手の減少や条件が不利な農地が多いことから荒廃農地が増えている。

こうした中、都市地域にあっては、都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じ、良好な都市環境の形成に資することを目的として、「都市農業振興基本法」が平成27年4月に制定された。また、生産緑地法の改正による特定生産緑地制度が平成30年4月に施行、生産緑地の貸借が可能となる「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」（以下「円滑化法」という）が平成30年9月に施行された。都市農業の安定的な継続や多様な機能の適切かつ十分な発揮に向けた様々な法的措置が進んでいる。島しょ地域にあっては、多くの島で農家数や農業生産額、販売額が年々減少している。また、こうした背景から農業協同組合組織が縮小するなどの問題が起きている。一方、各島では島外などからの担い手の受け入れ態勢を整備しており、その結果徐々に新規就農者が増加している。

また、近年は「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」を契機に、農畜産物のPRや農業生産工程管理（GAP）の認証取得、販路拡大の取組等が進んでいたが、ウクライナを巡る国際情勢や円安による資材価格高騰の影響を受け、農業経営は厳しい環境に置かれている。

東京農業を将来に向けて持続的に展開していくためには、持続可能な開発目標（SDGs）を視野に入れつつ、各地域が持つ特色を活かし、担い手の確保・育成、経営力の強化、環境に配慮した生産活動の積極的な推進、様々にリスクへの備えを行うなどの取組が必要である。

2 東京都の協同農業普及事業の役割

東京都は、こうした社会情勢の変化のなかで、令和3年3月に策定された『「未来の東京」戦略』においては、東京の農林水産業を取り巻く状況が変化する中、変化を好機に変え、農林水産業を付加価値の高い魅力的な産業に成長させることとしている。また、都が目指す農業振興の方向性と今後の施策展開を示すものとして、令和5年3月には「東京農業振興プラ

ン」（以下「プラン」という。）を改定した。

東京都の協同農業普及事業（以下、「普及事業」という。）は、このプラン等の実現に向けて、普及センター（農業改良助長法第12条に規定する普及指導センターとして設置するもの。以下「普及センター」という。）において普及指導活動を行う。

普及指導員は、専門性を持ったスペシャリストとして、また、地域農業のコーディネーターとして、その役割を十分に發揮し、技術を核として地域農業の生産・流通面等における革新を総合的に支援する役割を果たすことが一層重要となっている。さらにプランでは、多様化する農業者の課題にきめ細かく対応するため、普及指導員の育成・資質向上に加えて、指導体制の見直しと強化を進めることとしている。

そこで、普及センターの体制強化のもと、普及指導員は、東京農業を取り巻く情勢の変化を的確に把握し、消費者の視点を踏まえつつ、普及事業の一層の重点化、高度化、効率化を進め、都市と共に存し、都民生活に貢献する持続可能な東京農業の振興を図っていく。

第2 普及事業の課題

東京農業の現状と課題を踏まえ、担い手の確保・育成と収益性の高い農業経営の展開や、持続可能な農業生産と地産地消の推進など、プランで掲げた東京農業の振興を図るため、以下のような課題に対し重点的に取り組んでいく。

1 担い手の確保・育成と力強い農業経営の展開

（1）担い手の確保・育成

全国的に農業の担い手不足が問題となっており、2020 農林業センサスによると、東京都の農業経営体数は5,117 経営体で、前回調査より906 経営体（△15.0%）減少している。また、年齢層別の農業就業人口における65歳以上の割合は、5%増えており、高齢化が進んでいる。

一方で、区市町村の認定を受けて経営改善を図る認定農業者は、5年前から若干増加している。認定農業者と認定新規就農者は、合わせて1,755 経営体となっており、島しょ地域では認定農業者は減少しているものの、東京都全体ではこの10年間で1割ほど増加している。また、「フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー」には毎回約80名が受講するなど、意欲を持った農業後継者や新規就農者は少なくない。

さらに、女性ならではのセンスを活かし、経営向上や起業等のために積極的に活動している女性農業者も増えており、特に農畜産物を使った加工品の開発、販売が活発化している。

また、輸入食品の安全性への不安が高まる中、国内の農業が見直されていることから、農外からの新規参入希望者が増加しており、都内においても農地を借り、新たに農業を開始した個人や法人が増えている。

そのため東京都では、令和2年度から東京農業アカデミー事業において、フレッシュ&Uターン農業後継者セミナーの指導農業士による実践的な研修や、農外からの新規参入を目指す者への就農前からの研修を開始するなど、既存の事業の見直しや新たな取組をスタートした。また、新規就農者の就農後のフォローアップ体制を強化するため、普及指導員による技術力・経営力向上のための重点的な個別指導を行っている。

さらに、農地の保全・活用を図るため、普及指導員は、個別指導や農業経営改善計画の相談会などの機会を捉え、農業者の営農に関する意向を把握するとともに、農地の貸借等に関する制度や支援策について情報提供を行っていく。また、販売に前向きな自給的農家を対象とした農業実践力養成セミナーを開催することで、営農継続を後押しし、販売農家へのステップアップを促していく。

このように、東京都は多様な人材を地域農業の担い手として確保・育成するために、東京都指導農業士や関係機関等とも連携し、技術指導や病害虫診断、経営支援や情報共有等にデジタル技術を積極的に活用することで効果的な普及活動を行い、農家の技術力・経営力の強化を図っていく。

【重点項目】

- ① 認定農業者等の確保・育成と経営改善
- ② 農業後継者の確保・育成
- ③ 女性農業者の活躍推進及び起業活動等への支援
- ④ 新規就農者の育成及び定着
- ⑤ 販売に前向きな自給的農家への支援

(2) 経営感覚に優れた農業者の育成

東京都内各地域には様々な営農形態の優れた経営を行っている農業者が少なくなく、プランでは、多様な経営モデルを示している。さらに『「未来の東京」戦略』では、農家の1戸当たりの産出額を、2030年度までに800万円までに増加させるとしている。

収益性が高く、稼げる農業経営者を育成していくためには、農業者の経営能力・生産技術の向上や、農業施設・機械導入等による生産基盤の強化を進める必要がある。さらに、東京では限られた農地で、最大の収益を上げる必要があることから、ＩＣＴなどの先進技術を低コストで導入することを前提としたスマート農業や、収穫物の高品質化等を目指した果樹の根圈制御栽培などの先進的な技術の活用が重要である。こうした新技術は、開発途上・計画段階のものも多いことから、その開発にあたっては、東京の地域事情や生産規模等に合致するよう、農業革新支援センターが中心となって研究開発の企画段階から東京都農林総合研究センター等の試験研究機関と連携し、実用性の高い技術開発課題を提案し、その技術を速やかに農業者に普及する必要がある。このため、普及指導員の増員や技術力の向上など普及指導体制を強化し、より多くの農業者に対して、研究成果を含めた高度な技術ノウハウの提供を行う。

また、農業生産工程管理（GAP）の取組は、農作業の効率化、農産物の品質向上、農作業事故の減少などに有効である。令和5年度からは「新・東京都GAP認証制度」を開始したのを機に、さらにGAPの取組を推進する。

【重点項目】

- ① 生産基盤の強化等による収益性向上への支援
- ② 経営及び高度・先進技術の指導による農業経営力の向上
- ③ 東京の特性にあったスマート農業等の新技術開発の推進と普及（試験研究機関との連

携を含む)

④ 農業生産工程管理（G A P）の取組支援

（3）地域の状況を踏まえた農業の推進

東京の農業は、都市地域から中山間地域や島しょ地域に至る地理的、社会的条件の異なる地域で営まれており、農業の形態や経営規模は極めて多様である。東京都の農地面積の約6割を占める市街化区域内農地では、農地制度や税制度上の制約、環境への配慮など、大都市特有の課題を抱えている。島しょ地域は、温暖である一方台風が多いなど栽培や流通面で気象の影響を受けやすく、離島ならではの厳しい条件に置かれている。このような状況を踏まえ、多くの区市町村では、それぞれの地域特性に応じた農業や産業等の振興計画を策定している。

都市地域は大消費地に立地していることから、販売面では大きな有利性を持っている。そのため大規模農家を中心に、市場や量販店向け出荷を組み合わせた多様な販売形態を取る生産者も多い。また、近年では、新鮮で安全な農畜産物等の安定供給に加え、都市環境の改善や防災などの面から農業・農地の持つ多面的機能が見直されている。こうしたことから、都市部では、共同直売所など地域農産物の販売体制が整備されており、直売を主体とする農家が多くなっている。さらに、税制等の制約の中、農業者の指導を受けながら、作付けから収穫までを体験できる農業体験農園などが定着している。これらに加え最近は、eコマースや、少量多品目から品目を絞った栽培に切り替えていく生産者も増えつつある。

中山間及び島しょ地域の農業は地域の基幹産業であり、生産出荷されるワサビやアシタバ、切葉・切花類など東京を代表する特産品である。これらは市場等への出荷が重要な販売先となっており、また、農畜産物やそれらの加工品は、観光産業を支える貴重な資源にもなっている。さらに、都市地域と同様にeコマースなど流通販売の多様化が進みつつある。

このように、各地域の特性や環境等を活かしながら、農畜産物のブランド化や加工等によるオリジナルの商品開発、直売、量販店出荷及び学校給食への供給等による地産地消を支援し、都内産農畜産物の供給力の向上を図っていく。

【重点項目】

- ① 地域農業振興計画づくりへの支援
- ② 魅力ある産地づくりとブランド化推進
- ③ 地産地消等の地域内流通、市場出荷、eコマース等の多様な流通販売の取組支援

2 持続可能な農業生産の推進

（1）環境と調和した農業の推進

農地の保全とその持続的な利用は、都市環境の改善に大きな役割を果たしている。また、化学合成農薬と化学肥料を削減した栽培に向け、総合的病害虫・雑草管理（IPM）及び土壤診断に基づく施肥や施肥方法の改善に取り組む農業者が増加するなど、環境と調和した農業生産への農業者の意識が高まっている。このような状況を受けて東京都では、平成25年度から東京都エコ農産物認証制度を実施している。近年はアプリを活用した生産履歴

の入力や提出が可能となるなど、デジタル技術を活用した利便性の向上を図っている。

また、都内の畜産農家が生産する堆肥の利用をより一層促進し、耕畜連携による土づくりを進めることができることが求められている。

こうした環境と調和した農業生産に向けた農業者の取組を支援していく必要がある。

【重点項目】

- ① I P M導入・活用による農業生産の推進
- ② 東京都エコ農産物認証制度の推進
- ③ 耕畜連携による堆肥の利用促進と土づくりの推進

(2) 危機に強い農業経営の確立

近年、気候変動や社会情勢の変化に伴い、東京農業においても様々なリスクが増加しており、その対策が急務となっている。

地球温暖化に伴う異常気象の頻発により、農畜産物の生産場面において発生する問題が増えている。夏季の猛暑等の気温変動に対しては、暑熱対策など安定生産に向けた技術的な指導を推進し、増加傾向にある大型台風などによる気象災害に対しては、的確な気象情報等の発信や、被害防止対策の指導を徹底するとともに、被災した際には早期復旧に向けた迅速な支援を行っていく必要がある。また、家畜伝染病への対応では、鳥インフルエンザ、豚熱、P E Dの発生リスクが高まっていることから、日常的な飼養衛生管理を徹底することが重要となっている。さらに、かつては中山間地域や島しょ地域が主体であった野生動物による農作物被害は、近年では都市地域においてもハクビシンやアライグマ等による被害が拡大している。被害防止のためには、区市町村、農業協同組合や東京都の行政組織、試験研究機関等との連携を図り、地域の実情に応じた積極的な支援や改善策の提案を行う必要がある。加えて、令和2年に新型コロナウイルス感染症が広まったことにより、農畜産物の生産や流通販売に影響が生じたことから、作付体系や販路の見直し等を行うとともに、新たなリスクへの備えを進める必要がある。

こうした危機に対しては、技術的な支援に加え、地域との緊密な連携や適確な情報の発信が重要である。また、労働安全など日常的な危機管理については、農畜産物生産の各工程において、適切な作業や管理ができているかの点検・評価を繰り返す農業生産工程管理（G A P）への取組が有効である。

【重点項目】

- ① 温暖化等気候変動に対応した生産技術の普及と安定生産出荷に向けた支援
- ② 気象災害等による被害の防止・軽減対策
- ③ 鳥インフルエンザ、豚熱、P E D等家畜伝染病予防のための飼養衛生管理
- ④ 関係機関と連携した獣害防止対策
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症等社会情勢の変化による影響への対応

第3 普及指導活動の方法に関する事項

1 普及指導活動の重点化

普及指導活動の課題については、農政の展開方向及び各地域の状況に応じて、普及指導員による取組の必要性及び緊急性が高いものに重点化する。

普及指導活動の対象者については、認定農業者、農業後継者及び認定新規就農者等の農業者、経営参画に意欲的な女性農業者をはじめとする経営改善・経営向上に意欲的な農業経営者及びその集団に重点化するとともに、取組内容や経営状況に応じた指導を行っていく。

また、地域における新技術導入支援及び新技術体系の確立のために試験研究機関等と連携し、東京型スマート農業プロジェクト等の新たな技術の検討及び導入を進めていくものとする。

さらに、普及センター及び区市町村、農業委員会、農業協同組合等の地域の関係機関が一体となって、地域農業の発展に向けた取組を進めるため、農業協同組合が行う営農指導をはじめ、各関係機関が担うべき分野を明確にし、適切に役割分担を行うよう努めるとともに、必要に応じて民間の専門家等を積極的に活用する。また、東京都指導農業士等の先進的な農業者や地域リーダーと連携し、新規就農者の育成を始めとした地域農業を振興するための取組を行う。

2 普及指導計画の策定と評価

普及事業の実施に関する方針に即して、普及指導の対象者及び関係機関との合意形成を図りつつ普及指導計画を策定し、これに基づき普及指導活動を実施する。

また、農業者等のより高度なニーズに対応した普及指導活動とするため、その成果について内部評価及び外部評価を実施する。

(1) 普及指導計画の策定

普及指導計画は、実施方針に即して、地域の農業の現状及び農政推進上の課題、農業者のニーズ等を踏まえ、普及指導活動の対象や課題ごとの活動方針、活動計画、活動方法、達成目標等を示すものとして策定する。

(2) 内部評価

普及指導計画に基づく活動体制、活動成果等について、必要性、有効性、効率性等の観点を踏まえて内部評価を行い、その評価結果を普及指導活動に適切に反映させていく。

(3) 外部評価

普及指導計画の内容及びその成果目標の達成状況について外部委員による評価を受け、その評価結果を踏まえて普及指導計画の改善を図る。

外部評価の概要と普及指導計画への反映状況について公表する。

3 調査研究の実施及びその成果の活用

地域の特性に応じて、高度な技術及び当該技術に関する知識を組み立て、それを実証する等の調査研究を積極的に実施し、その成果を普及指導に活用する。

4 試験研究等との一体的取組の充実強化

地域に合った新しい技術開発を行う東京都の試験研究機関と、技術及び知識の普及を行う

普及センターとが連携を密にし、試験研究課題の選定とともにプロジェクト課題及び実証展示ほの設置等を行い、試験研究の推進に積極的に参画する。また、必要に応じて、国、他県、大学、民間等との連携にも努める。

5 普及指導活動へのＩＣＴ機器の効果的な導入等

複雑化・高度化する課題及び東京型スマート農業等の指導への対応や、効率的かつ効果的な普及活動が実施できるように、普及指導活動にタブレット端末を導入し、データや画像の提示による現地指導の充実や、指導記録のクラウド化など、普及指導活動のDXに取り組んでいく。

6 特に重要な課題への対応

広域にわたる課題や、特に高度な技術が必要で重要な課題については、農業革新支援専門員が中心となり重点プロジェクトを計画し、普及センターと協力しプロジェクトを実施する。

7 行政施策の活用支援等

普及指導活動の一環として、普及指導員の発揮すべき機能を踏まえた上で、補助事業、制度資金等の行政施策の農業者等による活用を支援する。

また、新技術の生産現場への導入の普及指導活動の成果に加え、普及指導活動を通じて得られた行政施策の効果及び推進上の課題についても積極的に情報発信を行う。

第4 普及指導員の配置等に関する事項

1 普及指導体制の整備

(1) 普及センター

① 普及センターの設置

普及センターは普及指導員の活動拠点であり、農業者等に対する情報提供及び相談の場としての機能が十分発揮できるよう、交通等の諸条件を考慮し、適した場所に設置する。

このため、農業振興事務所に中央、西多摩、南多摩の3普及センターを設置するとともに、島しょ地域においては、島しょ農林水産総合センターの大島事業所、八丈事業所、三宅事業所に普及センターを設置する。立地条件等からやむを得ない場合に分室を設置することとし、中央普及センターに東部分室及び西部分室を、大島事業所に新島分室を設置する。

② 普及センターの活動体制

地域の農業に即した普及指導活動を効率的・効果的に展開するため、地域班活動及び広域班活動を行う。

ただし、島しょ地域においては各地域の実情に応じた体制を取る。

ア 地域班

普及センターの長（以下「所長」という。）及び普及指導担当課長代理を除く普及指導員等は、原則としていずれかの地域班に属し、それぞれの地域に必要な専門的項目を担当し、班長の指導のもと組織的な活動を行う。

イ 広域班

　　担い手の確保・育成、女性農業者の経営参画促進、新技術の導入、その他管内広域で対応すべき課題について、それぞれの専門項目を担当する普及指導員が連携して課題解決に当たる。

(2) 農業革新支援センター

行政、研究との連携強化による専門技術の高度化や東京都全域的な課題への対応、普及指導員への指導や全国的な課題に対応するため、都道府県間の情報共有・技術協力を担う部門として、農業振興事務所振興課技術総合調整担当を東京都の農業革新支援センターとして位置付ける。

2 普及センターの業務

(1) 普及指導員等

- ① 農業経営及び農家生活の改善に関する技術及び知識を普及するための活動
 - ア 普及指導員の活動により得られた知見の整理・体系化及び情報の共有化
 - イ 普及指導活動の役割分担の決定及び進行管理
 - ウ 普及指導計画の策定及び変更並びに普及指導活動の評価
 - エ 普及センター内における研修の実施
 - オ 関係機関との連絡・調整
 - カ その他普及指導を円滑に進めるために必要な活動
- ② 重点指導農家への指導記録に基づく総合的な支援
- ③ 農業者に対する農業経営又は地域の振興に関する情報の提供

(2) 所長

所長は、当該普及センター業務の総括及び機関の長としての管理を基本としつつ、普及指導活動に従事する。

3 農業革新支援センターの業務

農業振興事務所及び島しょ農林水産総合センターに設置する普及センターの業務支援等のため以下の業務を行う。

- ① 高度・先進的な技術情報についての収集、加工と発信
- ② 緊急かつ重要な課題解決のための、プロジェクトチームの設置及び運営
- ③ 試験研究機関、行政等との総合的な連絡調整
- ④ 普及指導員の資質及び技術向上支援
- ⑤ 民間等の活用促進に向けた普及指導員への指導
- ⑥ 先進的な農業者、法人とのパートナーシップの推進

4 普及指導員の配置

普及指導員の配置にあたっては、普及事業を円滑に進めるため、スペシャリスト機能及びコーディネート機能の十分な発揮が図られるよう配慮する。

普及指導員の業務が複雑かつ困難なものであることから、普及指導員の自主的な資質向上の取組を助長しつつ、意欲ある人材の育成、確保を図る観点から、普及指導手当を運用する。

また、地域の実態把握、農業者や関係機関・団体との信頼関係、活動の継続性が重要な要素であることから、在任期間についても配慮する。

(1) 普及指導員

普及指導員は、第4の1の(1)に定める普及センターに配置する。

【配置に当たっての考え方】

- ① 地域において必要とされる専門分野、普及指導員の経験年数等に配慮する。
- ② 地域の特性に合った魅力ある農業の展開に向け、関係機関と連携し、主に地域的な課題解決を担当する。
- ③ 普及指導員資格を有しない職員にあっては、普及指導員の監督の下に普及指導事業に従事させ、効率的かつ計画的に育成し、普及指導員の確保を図る。

(2) 農業革新支援専門員

農業革新支援専門員は、第4の1の(2)の農業革新支援センターに配置する。

【配置に当たっての考え方】

- ① 行政、試験研究、普及の総合的な企画調整や専門技術の高度化、重点プロジェクトの計画及び実施、東京都全域的な課題の解決のため、高度な知識と経験を有する者を配置する。
- ② 担当する専門項目は、普及指導を推進する上で高度な知識・指導力を要求される、普及指導活動、担い手育成、農業生産工程管理、病害虫、土壤肥料、野菜、花き・植木、果樹、畜産、農業経営、スマート農業、獣害対策等とする。
- ③ 農業革新支援専門員は、「協同農業普及事業の実施についての考え方－ガイドライン－」(農林水産省)の「農業革新支援専門員の選定基準の第3の2の(4)を満たす者とする。

第5 普及指導員の資質の向上に関する事項

普及指導員は、農業者の高度かつ多様なニーズに対応できるよう、自発的な意欲に基づく自己研鑽を基本にして、調査研究を行い、また体系的な研修を受け、高度先進技術及び地域課題解決方法を習得する。

1 普及指導員の人材育成

研修に係る計画の策定及び実施に当たっては、中長期的な普及指導員の人材確保を勘案した上で、資質向上が継続的に図られるよう、普及指導員に求められる知識・技術の向上や、人材育成に向けた取組を行う。

また、ベテラン普及指導員から若手普及指導員へ技術やノウハウの伝承を図るため、職場研修(OJT)等により早期の人材育成を図る。

2 向上を図るべき資質

普及指導員に求められる機能を發揮するため、農業技術一般及びその経営に関する技術や

知識、普及指導活動の手法を、全ての普及指導員が共通して備えるべき基本的資質として向上を図る。分野ごとの専門性については、普及指導員毎に高度な技術や知識の専門性を強化する。

また、農業生産工程管理（G A P）の普及・拡大及びスマート農業の展開等の最新の農政課題に係る高度な技術や知識の習得を図る。

3 普及指導員等に対する研修

普及指導員は、高度かつ実践的な科学的技術・知識、及び地域農業の実態に関する幅広い知見や農業の現場における課題解決能力を向上させるため、経験年数に応じて必要な研修を計画的に実施する。

(1) 職場研修

日常の普及指導活動の中で、課題を設定し、所長の指揮のもとに職場研修を実施する（O J T）。

(2) 職務研修

農業革新支援センターは、以下の研修を企画し、実施する。

① 養成研修

各種事業の推進、普及指導計画の進行管理、専門項目の知識や技術等について、試験研究機関との連携等により能力向上を図る。

② 長期派遣研修

高度な専門技術や経営感覚に優れた経営体を育成する能力の向上を図る。

③ 課題解決能力向上研修

農業者の組織化や地域農業の活性化など、地域の総合的な課題を解決するための能力の向上を図る。

④ 専門技術向上研修

各専門分野の技術の向上を図る。

⑤ 普及指導能力強化研修

日常の指導能力を補足し、また新たな農政の課題に的確に対応できる能力を養成するため、必要に応じて研修を実施する。

(3) 国が実施する研修

普及指導員は、国が実施する全国及び地域ブロックにおける研修等を積極的に活用し、普及指導力の向上を図る。

4 普及指導員資格取得研修

普及指導員資格を有しない職員に対し、資格取得に向けた研修を行い、計画的な資格取得を図る。

第6 その他普及事業の実施に関する事項

1 他産業との連携の確保

農畜産物等の生産に加え、その流通・加工を含めた総合的な取組による産地の収益力向上に向けた支援を行う上で、商工業や観光業、他産業との連携の確保に努める。

2 農業に関する教育への協力

普及センターは、行政機関、教育機関、農業協同組合等が行う農業に関する教育に対し、地域農業に関する情報の提供、相談への対応等を行う。